



報道機関 各位

記者発表資料
令和4年5月6日（金）
問い合わせ先：子ども家庭支援課
課長：向山
担当：石川、小倉
電話：048-711-1798

子ども家庭総合支援拠点を10区に設置しました！

さいたま市では、令和4年4月に子どもやその家庭に関する相談を受け付ける「子ども家庭総合支援拠点」を10区役所に設置しました。

1 概要

子ども家庭総合支援拠点は、子どもやその家庭に関することについて、なんでも相談を受け付けます。

子ども家庭総合支援拠点を設置することで、これまでも実施してきた家庭児童相談をはじめとする相談援助業務をより効果的に行い、児童相談体制の強化を図ります。

2 設置場所

各区役所支援課内

3 取組

- (1) 保育園や小中学校へ訪問し、支援が必要と思われる家庭やその子どもについて聞き取りを行う等、これまで以上にきめ細やかな支援を実施します。
- (2) 受け付けた全相談について、ケースカンファレンスを実施し、組織的に漏れや切れ目のない支援を提供します。
- (3) 児童相談所や保健センターとの定期的なケース検討会議を実施し、支援の質の向上に努めます。

4 相談内容の例

- (1) 誰かに話を聞いてほしい
- (2) 育児で心配なことがある
- (3) 学校・保育園・幼稚園等でのなやみごと
- (4) ヤングケアラーと思われる子どもがいる
- (5) 虐待かもしれない…と思うとき など

5 市ホームページURL

<https://www.city.saitama.jp/003/001/009/p076987.html>

(トップページ>子育て・教育>育児・保育>お知らせ>子ども家庭総合支援拠点を
10区に設置しました！)

